



議長のお許しをいただきましたので、私は今回大項目一つ、入札・契約制度について伺ってまいります。

私が今回、入札・契約について一般質問を行なおうと思った理由の一つは「工事請負契約の変更」が、市長の専決処分で決定してしまい、議論の余地がないということ。そして、もう一つは「変更の理由」が首を傾げたくなるようなものがあるからです。さて、現在談合による事件が報道され、世間を騒がせています。元々談合とい

う言葉は、鎌倉時代の「保元物語」に既に見られ、本来その言葉には悪い意味はなく、「寄り集まって相談する」という日本人の意思決定方法の一つであったといわれています。しかし、この方法が、入札に際して行われることを「入札談合」そして、近年では単に「談合」と呼ばれるようになっていきます。近くでは、名古屋市地下鉄工事談合事件、大阪枚方市では、元市議が逮捕されるという官製談合にまで発展しています。そうした状況の中で、「脱談合」が叫ばれているわけですが、公共工事によって築造される道路や公園などの公共施設は、市民生活や経済活動の基礎をなすものであり、また、災害時には、その復旧など極めて公共性が高く、その品質を確保することは、大変重要です。そして、これら事業は税金で賄われ、施工されるもので、入札・契約にあたっては、市民の理解と信頼が必要なのは言うまでもありません。豊田市においては第二次行政経営戦略プラン、今後は単に戦略プランといいますが、その中で、「電子自治体の推進」「公共工事コストの縮減と環境への配慮」「事務事業の見直し」という観点で、方針・計画が打ち出されていますが、まだ充分とはいえない状況です。

そこで、中項目 1 点目、入札制度の課題について伺います。

一つ目は、近年豊田市では談合事件はありませんが、今後もそうした事件が起これぬよう防止策を講ずることは大切です。談合は、落札率が高ければ高いほど疑われる要素があるといわれていますが、過去 5 年間の落札率をお示しくください。

二つ目は、毎年度減少している、談合はない、との答弁でしたが、今後もそうした、談合を防止するための方策について、どのような方策を採っているのか、その状況を伺います。



次に中項目 2 点目、契約について伺います。

工事契約の手順では、入札で業者が決定すると契約締結がなされ、工事をはじめめるわけですが、工事中に変更が生じた場合、「工事請負契約の変更」などが行なわれることとなります。豊田市の場合、その理由は「現場協議によるもの」あるいは「将来計画に対応するため」「現地再調査によるもの」

などがあります。

そこで、一つ目の質問は、契約変更の実態について過去に何件あり、何パーセントなのか伺います。

次に二つ目は、工事請負契約の変更はどのような場合になされるのか、ということですが、事前に設計書を作成し、それに基づいて予算が組まれ、執行されていくわけですが、工事を進めていくとき、思ってもみなかった様な岩がでた、あるいは、思ったよりも地盤が弱くて補強するなどの理由は、百歩譲って、認められるとしても、平成 18 年度、専決処分の分も含まれていますが、議会案件においては、19 億 1 千万円ほどの金額変更がなされていますが、その中には、地元の人と事前に協議したり、新しい工

法があるなら事前に調査しておくとか、設計の段階で対応できたのではないかとと思われるものも含まれているのではないかとされます。こうした契約の変更は、どのような基準に基づいて行なわれるのか伺います。

三つ目は、基準どおりにすすめられているとのことですが、改善点はないのか、伺います。



次に中項目 3 点目、総合評価落札方式について伺います。

談合が行なわれる要因はいくつか挙げられますが、その要因の一つに入札の仕方が「価格」を基準にした「価格入札」であるからだ、という見解があります。そこで、今後は「価格」のみではなく、「品質」の観点を取り入れた政策的な入札、「政策入札」への移行が重要であるといわれています。そのためには、業者が持つ技術力や社会貢献度、環境に対する配慮などを合わせて評価する総合評価落札方式を視野に入れていく必要があります。

そこで、一つ目は、昨年度、試しに行なわれた総合評価落札方式について伺います。

二つ目は、「簡易型」で行なわれたということですが、先ほども言いましたように、談合防止あるいは、品質の確保という観点からも標準型、あるいはそれ以上の基準を持った方式で行なわれるべきだと考えますが、いかがですか。

三つ目は、豊田市はその戦略プランの中で、「公共工事のコスト縮減と環境への配慮」という視点はありますが、肝心の「品質の確保」という観点がありません。今後は「価格と品質」がキーワードであると思いますが、この「品質の確保とコスト縮減」をどのように考えていきますか。

中項目 4 点目、電子入札について伺います。

戦略プランの中、「電子自治体の推進」の項に「電子入札システムを導入」、平成 19 年度より実施、とありますが、電子入札を行なうためには、パソコン **Microsoft** 社の **WindowsXP** 搭載の機種、そして、「あいち電子調達共同システム」を使用するためには、さらに「電子入札システム」に対応した **IC** カードが必要となり、この **IC** カードを使用するためのソフトも必要となってくるはずで、パソコンを使い慣れない人にとっては、とても利便性、効率性がいいとは思えないのではないのでしょうか。もちろん使いこなせれば、こんなに便利な道具はないとは思いますが。

そこで一つ目は、対象事業者の見込み数は何社であるのか、また、その導入における手順はどのように考えていますか。

今後どんどん増やしていこう、という方針のようですが、二つ目は、それだけ増やしていこうとすると、パソコンを使いこなせる業者とそうでない業者が出てきて、そこに情報格差が生まれると思いますが、この格差をどのように少なくしていくつもりでしょうか。